

### 第3回宇和島市総合教育会議会議録

- 1 開催日時 平成28年2月4日（月）13:30～14:30
- 2 開催場所 宇和島市役所 801会議室
- 3 出席者 宇和島市長 石橋寛久、教育長 織田吉和  
 教育委員 高山俊治、廣瀬孝子、木下充卓、弓削由美子  
 事務局  
 （市長部局）  
 総務部長 笹山誠司、総務課長 西本能尚  
 総務課 専門員兼行政係長 武田啓史  
 （教育委員会事務局）  
 教育部長 上田益也、教育総務課長 横山泰司  
 教育総務課 課長補佐 土居弘、専門員兼総務係長 田中栄一  
 関係課  
 学校教育課長 岡本一平、学校教育課 課長補佐 西田一洋

1. 開会	
笹山総務部長	<p>ただいまから、平成27年度第3回宇和島市総合教育会議の開会を行います。協議事項に入るまでの司会進行を務めさせていただきます、総務部長の笹山と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、石橋市長からご挨拶を申し上げます。</p>
2. 市長あいさつ	
石橋市長	<p>皆さんこんにちは、今年度第3回の総合教育会議ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、まずお礼を申し上げたいと思います。市の方では、ようやく予算の査定がほぼ終わり、財政当局が総まとめをしている状況であります。また、そこでの主なものは後ほどお話をさせていただけたらと思います。今日は3回目ということで、議題もいくつかありますが、また実質的な審議をしていただくことになろうかと思ひます。どうぞご忌憚のないご発言をいただきまして、前向きなご審議をしていただけますことを心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。</p>
3. 教育委員長あいさつ	
笹山総務部長	<p>ありがとうございます。続きまして、織田教育長からご挨拶をお願いいたします。</p>
織田教育長	<p>今月初めの2月1日に南予管内の校長研修会が宇和の歴史博物館でありました。南予管内の小中学校全ての校長が集まったの研修会でした。県の教育委員会からも学力向上に向けての指導がありました。今年4月19日</p>

	<p>に全国学力学習状況調査がありますので、それに向けてあと80数日だということに励みがありました。</p> <p>それはさておき、みなさんご存知のように愛媛県内では不祥事が相次いでいることに鑑みまして、南予教育事務所の管理主事の指導にあたる方がこういう話をされました。やはり問題事案があると、その学校長と該当の教諭が南予教育事務所に呼ばれていると指導を受けるわけですが、そのときに松浦教育事務所長が教諭に対してこういう話をされたそうです。「どうして教員になろうと思ったのか。初心に戻って考えてみよう。」</p> <p>「自分の生き方が児童生徒に胸を張って示しているか。」「あなたにも大切な家族、子どもがいるでしょう。その子どもに父親としてどう思われているか考えてみよう。」また、学校長に対しては「一人ひとりの教員に寄り添うということはどういうことか考えたことがあるか。」「管理職の言葉かけひとつで教員はもちろんその家族の一生にも関わってくるかもしれない。そのことを肝に銘じて管理職としての務めを果たしなさい。」というような指導があったそうです。これらの言葉がその管理主事の心に響いたということに話をされました。</p> <p>また、「不祥事が度々起こっていて、そのときにマスコミのコメントによく校長が『まさか〇〇教諭がそんなことを起こすとは思わなかった。』とか『日頃の勤務態度はとても真面目だった。』というようなコメントを出すけれどもそれは本当なのか、校長が知らない、または知らないふりをしているだけではないのか。教諭のまわりは気づいている場合や予兆はあったはずであると。教職員一人ひとりが目を合わせて気になる部分があればそれは指導しなければいけないのではないか。もうすぐ異動の時期でもあるので、教職員の引き継ぎをしっかりと行ってほしい。」というような内容のお話でした。こうした話しを聞きながら、私も38年間の教員生活の中においてもそういったケースはありましたし、今はこういう立場になりましたので、折々教職員に指導していかなければならないと思っております。</p>
<p><b>4. 協議事項 (1)</b></p>	
<p>笹山総務部長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ここからは、宇和島市総合教育会議運営要綱の規定により、石橋市長に進行をお願いしたいと思います。</p>
<p>石橋市長</p>	<p>それでは、私のほうで進行させていただきます。早速協議に入りたいと思います。ではまず、協議事項(1)情報教育モラルと家庭・地域との連携についてお諮りしたいと思います。担当より説明をお願いします。</p>
<p>西田学校教育課課長補佐</p>	<p>失礼します。学校教育課課長補佐の西田と申します。よろしく申し上げます。資料を本件について3枚準備していますので、ご確認ください。私からは主にネットに関するトラブルと対策について説明させていただきます。まず現状と課題についてですが、資料1枚目をご覧ください。A 青少年のスマホ保有率の統計ですが、小学生、中学生、高校生とかなりの率で伸びてきているのが分かります。ちなみに宇和島市は小中学生ともにこれ</p>

よりも高い率を示しております。

次に、B 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移ですが、この児童は18歳未満を差しますので、小中学生が含まれております。これを見ますと、出会い系サイトについては減少していますが、逆にコミュニティサイトが増加しております。

その他CDEFに書いていますが、子ども自身や保護者、社会的な面から見ましても様々な現実的な課題が多いと思います。これらの現実から様々な問題が起きてきます。犯罪の被害・加害、いじめ、依存・精神障害、健康被害などです。特に犯罪やいじめは直接生命に関わる問題であり、この点は先日、市長部局とも早期の連携を深める連絡体制について確認をとったところであります。これは別途資料をお渡ししていますが、これについて何かございましたら後ほど質問していただければと思います。

本題に戻りますが、宇和島市でもこれまで各学校内や近隣校区の間でSNSやインターネットに起因するトラブルが大小様々な形で起きています。県では、全国的に未成年者が犯罪の加害・被害に関わる問題が多発していること、また、ご記憶にあると思いますが、昨年5月に四国中央市において発生した事例に鑑み、市町単位でのルール・宣言の採用を促されてきております。ただし、スマホや携帯電話に関わる問題では、その所持・利用の保護者管理責任制から学校がルールを作り、子どもに指導するという事案ではなく、三者が納得のうえで解決の道を探る必要があります。特に保護者の協力と自覚が不可欠であると理解しています。そこで、学校教育課としては、市生徒指導連絡協議会や市P連との相談を進めながら協力していく方向で協議を進めているところです。これまで数回プロジェクトチームで協議を重ねております。今そこに示した資料についてはプロトタイプとしてご理解していただければありがたいかなと思います。これをたたき台にして、もう1枚の参考資料に書いてありますスケジュールのとおり、学校、協議会、PTAが一体となって県から求められていますルール作りを進めていきたいと思っております。まずは、これらを4月の校長会で提案して吟味をしていただく予定です。

このように学校内の情報モラル教育に留まるだけでは、問題の解決はありません。子どもたちが犯罪やいじめに巻き込まれないように様々な面から諸活動の計画を進める必要があると考えています。特にその中でポイントとしては、「ネットに関するトラブルと対策」の資料の真ん中に書いています原因のところ、①正しい知識・スキルの学習不足②規範意識・モラルの低下③社会環境の悪化④大人がICT環境についていけない⑤子どもを守る家庭・社会の無関心、これらの点について、具体的な手を打つ必要があると考えています。その対策として考えているのが、資料その下の方法、仕組みのところ、まだプロトタイプですので、まだ若干整理されていない部分もありますが、このような形で学校、PTA、家庭、社会が

	<p>ともに学びながらこの問題を対処していくようなシステム作りをしていくことが大事だと考えます。</p> <p>最後になりますが、取り返しのつかない問題が起きてしまっただけからでは大変悔やまれます。いじめや不登校、違反行為にも直結している問題であるということを我々大人が考え、子どもの安全・安心を保障する体制に変えていく必要があると思います。今回は来年1年間を目安に取り組んでいきたい内容をご説明しました。ご協力いただくとともに、この後の協議の中でいい案がございましたら改善したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
石橋市長	<p>この件について、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。今の説明の中で、1点気になった部分があったんですが、最初の「ネットに関するトラブルと対策」の資料の一番上のところ、青少年のスマホ保有率で宇和島市が全国平均を上回っているとのことでしたけど、具体的にはどの程度なのでしょう。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>具体的な数字を申し上げますと、全国平均の中学生のスマホ保有率は37%ですが、宇和島市では昨年度のちょうど今頃の調査の時点で、携帯電話を含めて48%、スマホに限りまして41%となっております。小学生については5年生6年生の統計しかないのですが、だいたい25%となっております。</p>
石橋市長	<p>スマホはけっこうお金がかかりますよね。1万円くらいかかりますけど、このスマホの保有に対しての対策と申しますか、方向性はどのように考えているのでしょうか。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>大人の無関心な部分が一番危ないと思いますので、教員は当然処分などして対応しますが、実際スマホは保護者が子どもに買い与えるものなので、学校でいくら禁止してもルールを作ってもそれだけは前に進まないと思います。そこで、保護者にPTAの中でいろいろと学習してもらい、社会的にもバックアップしてもらって対応を進めていくのが今のところの方向性と考えています。</p>
石橋市長	<p>具体的な対策はどうなのでしょう。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>保護者については学ぶ場の保障として、PTA活動の中にきちんと位置付けていただく、これは市P連の会長とも協議して、お願いしております。これが保護者については一番大きな柱です。</p> <p>また、社会的啓発・バックアップについて、例えば、宇和島市においてまとまったルールが作成できましたらこれを「宇和島ルール」として実際に子どもや親だけでなく、社会的に常識であるということを認識するような啓発をしていく必要があると考えています。学校では、子どもたちに正しい知識を身につけさせるために学習を進める必要があると考えています。今でもやっていないことはないのですが、まだまだ弱い部分もありますので、具体的に進めていきたいと思っています。</p>

石橋市長	<p>もう一点私からの意見ですが、携帯電話なら緊急時の連絡等価値を見出すことはできますが、小中学生がスマホを持つ理由がないと思うんですが。私個人の意見ですが、保護者に対して子どもに携帯・スマホを持たせないような対策をとるようにしたほうがいいんじゃないでしょうか。</p>
高山委員	<p>先ほど市長の意見の中でスマホの料金が安いという話がありましたが、電話の基本料金の設定が高いため、電話については中学生はあまり使いませんし、メールとLINEだけにすればだいぶ安くできます。私も中学生に卓球を教えていたときに感じたこととして、女子の保有率が高いです。やはり学校の行き帰りに何かあった時にすぐ連絡できるように親が買い与えるようです。男子についてはそれほどでもなかったのですが。</p>
石橋市長	<p>だいぶ前の話で、防犯ブザーを全児童に与えたと思うんですが、あれはどこにいったのでしょうか。あれで最低限の防犯対策はできていると思うのですが。なので、携帯やスマホを持たせる必要性が見出せません。益よりも害のほうが多いのではないかと。だから、最低限学校には持込み禁止くらいのことを考えたほうがいいのではないのでしょうか。その辺りを中心に検討していただきたいと思います。</p>
木下委員	<p>スマホと携帯電話の話が出ていますが、小学生が使うゲーム機などでもインターネットに接続できますし、iPod などでもできますし、スマホがメインかもしれませんが、そういった小学生身近に使えるものでもインターネット接続できてしまうので、スマホと携帯電話が一番メインではあると思いますが、そういった部分も変なサイトにはアクセスしないとか、フィルターを設定するだとかして、保護者も一緒に教育しないとイケないのではないかと思います。</p> <p>また、私の地元の喜佐方小学校区で9月の中旬に、NTTドコモの方から安心・安全インストラクターに来ていただいて、ネットの使い方や注意点を小学生、保護者、地域の方を対象に1時間ほど講演をしていただきました。たぶん宇和島市内でも同様な講演があったんじゃないかと思います。こういう勉強会を小学校、中学校単位で一度きりじゃなく何度も行っていただきたいと思います。大人の私たちでもいろいろ勉強になりますし、子どもたちにも分かりやすくルールやマナーを教えていただけますので。</p>
石橋市長	<p>保護者に話すのはいいとして、子どもに話す機会はあるんでしょうか。子どもにスマホを持たせるならば、そういう勉強会をしなければならいんではないでしょうか。私としては持たせないように、少なくとも学校にスマホは必要のないものであって、ゲームを学校でする暇なんてないはずですし、そこはもっと厳しくやっていいと思います。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>もちろん小中学校ではスマホ・携帯の持込みは基本的に禁止しておりますが、どうしても必要で持ってきている人については学校が預かるというような対応をとっています。一つデータがありまして、中学2年生の統計</p>

	<p>ですが、スマホを1日120分以上使う生徒が36%、約3人に1人となっています。これは今回の議題にはありませんが、先ほど教育長が言われた学力向上の問題にも関わってくるので、非常に深刻な問題です。</p>
石橋市長	<p>それに対して家庭での学習時間は60分以下だったと思いますが、そういうデータを保護者にも見せて、やはり今の状態は異常であることを分かってもらわないといけないと思います。スマホはゲームができれば2時間なんてすぐ経ってしまうでしょうし、また、親がいないところ、親がいても自分の部屋なんかに入ってしまうえば、親は勉強していると思っていても子どもは部屋でスマホを使っているというのが現実として多いのかなとは思いますが、昔では考えられませんでした、コントロールが難しくなっていますね。</p> <p>子どもたちにはできるだけ外で遊んでもらいたいですが、今は家の中で各々スマホをいじったり、ゲームをしたりする子が多いと言われてますよね。外での遊ぶ場がなくなってきつつあるということもあるのかもしれませんが。</p>
廣瀬委員	<p>1枚目の資料のE 保護者の課題のところにも保護者自身もスマホを手放せないというのがありますが、子どもがいてもずっとスマホを使っている人、中には赤ちゃんを抱いていても使っている人をよく見かけるんですけども、そういう人も教育なりなんとかしないといけないと思います。</p>
石橋市長	<p>今の若い世代にはそういう人が増えているんでしょうね。</p>
木下委員	<p>私ら地元で農業関係の会議とかがあるんですが、そこでも20代の子は会議の場でもずっとスマホを使っていますし、そういう世代になっているのかなと感じますね。なので、今の若い保護者に対してもそういう教育は必要なのかなと思いますね。</p>
高山委員	<p>学校で子どもを集めて私が何かしら説明したりするときでも口で話さずにLINEでこそこそやりとりをするので、そういった部分でもモラル教育が必要なのではと思います。</p>
石橋市長	<p>では、基本的に宇和島市は全学校スマホ、携帯持込み禁止なわけですよね。たまには検査とかしているんですかね。今はプライバシーの問題とかで難しいのかもしれませんが。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>基本的に持ち物検査はしていませんが、音が出たときなどは調べています。</p>
石橋市長	<p>もし、教師が生徒のスマホを見つけた場合は没収ですか。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>いえ、一時的に学校で預かって保護者に返すような対応をとっています。</p>
石橋市長	<p>そういうところはやっているんですね。ひとまずは保護者の教育からやらないといけないかもしれませんね。</p>
織田教育長	<p>保護者への啓発等はもちろん行っていますけれども、そういう気になる家庭といえますか、そういう保護者ほど参観日等に来られていないので、</p>

	<p>難しさがあるんです。そうすると、目の前にいる児童生徒にスマホの恐ろしさを理解させないといけないと思いますが、家庭に帰るとスマホに依存している親がいる現実もあつたりして、なかなか徹底できていません。また、一人親家庭では親が夜仕事に出れば家で1人きりというような現実もありますので、学校としては非常に指導が難しい状態にあります。そういったことも踏まえて、こうした取組みをしていかなければいけないと思っていますけれども。</p>
石橋市長	はい。他に意見等ございませんか。
高山委員	まず、保護者への啓発と指導、子どもたちが耳を傾けるような実例を示しての指導を行って、そこからルールを作って順番にやっていくというような方法もあると思います。
石橋市長	<p>他にはございませんか。ないようですね。</p> <p>資料の最後に書いてある「子どもと親と先生たちが考える『宇和島ルール』」を是非早急に、先生と保護者とで率直な意見交換をしてもらって、作っていかねばならないと思います。</p>
<b>5. 協議事項 (2)</b>	
石橋市長	では、次の協議事項に移りたいと思います。(2) いじめ防止対策についてということで、先ほどの協議事項と関連する部分もあるかと思いますが、まずは事務局より説明をお願いします。
西田学校教育課 課長補佐	<p>今市長がおっしゃられたように関連する部分が多い内容です。特にスマホ問題等が過激になりますと、こういったいじめにつながりますので、それらスマホ問題等も踏まえて説明させていただきます。</p> <p>今回3月議会に向けて、「いじめの防止に関する条例」の準備を進めております。2011年の大津での事件、昨年の岩手県矢巾町の事件、どちらの事件も尊い命が失われました。いじめは、いつ、どこで起きてもおかしくないというのが正しい認識であると思っています。その強い認識に立ち、いじめへの対処だけでなく、未然防止、早期発見これらにも重点を置き、平成25年に成立しました「いじめ防止対策推進法」に基づく2つの機関の設置提案について、まずご説明いたしたいと思います。</p> <p>資料が3枚ございますが、1枚目の1 提出の趣旨の資料の中段あたりの法律第14条を見ていただけたらと思います。簡単に言いますと、「条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる」とされています。今回はこの2機関の関係機関の連携を主務とする「宇和島市いじめ問題対策連絡協議会」と教育委員会の諮問に応じ、調査・審議・意見する「宇和島市いじめ問題対策支援委員会」を立ち上げようとするものです。特に後者は、「重大事態」が起きた際に対処を行う機関となっています。言葉だけでは少し分かりづらいと思いますので、図を作成してみました。資料2の①各機関の連携の部分をご覧ください。現在も毎月報告を受けていますが、学校においてい</p>

	<p>じめ事案を認知しますと、学校いじめ防止対策委員会が調査・対応を行います。これについては教育委員会からも報告を受けましたら指導等を行っています。これが現在のいじめ事案の認知に対する対応です。そして、今回提案しています2つの機関についてですが、右上に宇和島市いじめ問題対策連絡協議会があります。児童相談所や警察、その他専門機関と市の機関が日常のいじめ防止について協議を行い、対策等を考える場となります。年2回の定期開催を考えております。もうひとつの宇和島市いじめ問題対策支援委員会は教育委員会の諮問で様々な調査等を行ってもらい、答申、報告を行ってもらいます。これが学校の中でいじめ事案が重大事態に当たると教育委員会で判断した場合に市長に報告をする義務が生じるようになります。そこから先は、重大事態という判断のもとに委員会のほうで対応しますが、そのときに宇和島市いじめ問題対策支援委員会はそれに対する調査を克明に行うこととなります。宇和島市長は、それらの報告を受けて再調査が必要であると判断した場合は、宇和島市いじめ問題再調査委員会を立ち上げていただき、別途調査を行っていただくようになります。その際には、議会への報告義務が生じることとなります。以上が2つの機関の設置提案の説明です。全体としては、この法の趣旨を広く普及させることを含めて、条例化によって一層推進できるものと考えております。学校教育課におきましては、この条例に基づいていじめ防止対策を具体的に進めたいと考えております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。</p>
石橋市長	<p>説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>教育委員会と市長部局と市長の在り方というところで、大津の事件の反省を踏まえてこういう制度ができてきたんだろうと思います。宇和島市もこれまではいじめに対してそれなりに考えて対応してきたと思いますが、今回このように法律を定めて進めていこうということで、議会に上程して制定されましたらそれにしたがってこういう機関を設けるということですね。</p> <p>ちなみに、宇和島市においていじめと認知されている事案は年間でどれくらいあるんですか。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>これは正確な数字は今持ち合わせていないんですが、各学校で判断を任せているところで、例えば小さな小学校の低学年で悪口の言い合いがあったとかいう報告であったり、数字を申し上げるのが正しいのかどうか不安なくらい色々なパターンがあります。ただ、いじめの認知をということで、昨年の9月から積極的な認知に切り替えたので、数は増えています。</p>
石橋市長	<p>ちなみに、教育委員会に報告が上がってくる数はどれくらいなのでしょう。全部報告上がってくるんですか。</p>
西田学校教育課 課長補佐	<p>認知したものについてのみです。</p>
石橋市長	<p>それが市全体でどれくらいあるんですか。</p>

西田学校教育課 課長補佐	申し訳ございませんが、その数字は今持ち合わせていません。
石橋市長	いじめの重大事態で市長まで報告が上がってきたことはこの1年間ではないと認識していますが、いずれにしろ議会への報告がありましたら議会からも質問がありますし、その辺りの整備を今一度よろしくお願いします。他にはみなさまからご意見、ご質問ございませんか。
高山委員	先ほどの説明の機関については設置していただいて、前に進めていただきたらと思います。 また、いじめについては、周りの子どもたちは気づいているのに先生は気づいていない、気づいている子どもも先生に言えば自分がいじめの対象になる、といったことがあると思います。子どもたちがどこかにいじめの事実を伝えることができる制度が必要なのではないかと思います。実際に何人かの中学生に聞いてみましたが、まず先生には絶対に言えない、匿名での電話も難しい、メールならなんとか勇気を出して送れるかもしれない、といった状態のようです。なので、いじめを見つけた人がそれを報告しやすい環境をつくるのも必要なのではないのでしょうか。
石橋市長	他に何かございませんか。
木下委員	このいじめの防止に関する条例は今年の4月1日から施行される予定ですが、いじめ問題対策支援委員会の委員についてはいつ決めるのでしょうか。
西田学校教育課 課長補佐	今、要綱の準備をしております。その中で充て職として、こういう人材をというように選定している段階でございまして、4月1日付けで委嘱する予定です。
石橋市長	他にございませんか。 ないようですので、この件については以上といたしたいと思います。
<b>6. 協議事項 (3)</b>	
石橋市長	それでは、最後に(3)のその他についてですが、まず、はじめに、来年度より事務局を総務課から教育総務課に変更してはどうかとの提案を受けております。そのことについて、担当から説明させますので、ご審議の程よろしくお願いします。
西本総務課長	総務課長の西本でございます。 総合教育会議の事務の執行体制につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、「長が総合教育会議を設ける」となっていることから、現在、市長部局であります総務課が事務局を担当しております。 総合教育会議における協議事項は、当然教育の分野に関わることで、会議におけます議案の説明は、本日の会議のように教育委員会の事務局が行います。しかしながら、総務課としても事務局として、教育委員会から説明を受け、ある程度内容を把握する必要がございまして、説明する方、説

	<p>明を受ける方、双方にとって事務的に非効率な部分がございます。また、児童生徒のプライバシーに関わるような非常に秘匿性の高い問題が生じた場合、総務課としての立ち位置が非常に難しいと感じておりました、教育委員会の事務局と協議した結果、来年度から事務局を教育総務課に移管すべきと考えているところでございます。</p> <p>県下の状況ですが、昨年12月1日現在の県が行った調査によりますと、当市を除き、長部局が事務局を行っているのが7市町、教育委員会が行っているのが9市町、未だに事務局を設置していないのが3町となっております。</p> <p>なお、事務局の移管方法としては、「委任」あるいは「補助執行」という形がございます。委任というのは、権限全てを教育委員会へお願いするもの、補助執行というのは、権限は市長にありますが、業務的な事務を教育委員会にお願いするというもので、教育委員会が事務局を行っている9市町のうち委任が3市町、補助執行が6市町となっております、宇和島市としては「補助執行」で行いたいと考えております。</p> <p>説明は以上ですが、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
石橋市長	<p>説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>これからますます細かい協議を行うのであれば、教育総務課へ事務局を移したほうがよいということですが、そういう方向でよろしいでしょうか。</p>
委員	はい、いいと思います。
石橋市長	<p>それでは、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。その他何かございませんでしょうか。</p> <p>最後に、高校入試はこれから本格化してくると思いますが、宇和島南中等教育学校について概略が分かるようでしたら教えていただきたいのですが。</p>
織田教育長	<p>今年も160名の定員のうち約130名は市内の小学校から進学予定で、特徴的なところで言えば、例えば、明倫小学校からは66名の卒業生のうち37名が入学予定となっております。この間1名は辞退となりましたけれども、卒業生の半分以上が宇和島南中等教育学校へ進学するというような状況になっています。その影響を受けて城東中学校が数字の上では82名で、さらに5月1日までに確実に1名減となるというところで、81名でぎりぎり3クラスが編成できるんですが、仮にそこから1名減となれば2クラスになってしまう、そういった状況にあります。そして、周辺の津島、三間、吉田あたりの南中への進学者数を見ますと、吉田小学校からは10名ほど、津島、三間においても例年と比べて増えたわけでもなく、そのことで、中学校の学級編成に大きく影響されることはないと認識しております。</p>
石橋市長	<p>おおまかに見れば、旧市内から100名、旧3町から30名といったところですかね。</p>

## 7. 閉会

石橋市長

それでは、以上で第3回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。